

改正後	改正前
<p>第6章 通 関</p> <p>第6節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品</p> <p>(わいせつ物品の取扱い)</p> <p>69の11-1の3 わいせつ物品の取扱いは、従来の判例等を踏まえ、次による。</p> <p>— <u>書籍、図画及び動画等</u></p> <p>男女の露出された性器が描写されている書籍、図画及び動画等については、原則として、わいせつ性を有する物品として取り扱う。ただし、性器が描写されている書籍、図画及び動画等であっても、その描写の程度とその手法、その描写が作品全体に占める比重、構成等を総合的に考慮して、主として観る者の好色的興味に訴えるものと客観的に認められないものについては、わいせつ性を有する物品としては取り扱わないものとする。具体的には、次のイからチのいずれかに該当する場合には、わいせつ性を有するものとしては取り扱わないものとする。</p> <p>イ 性器の描写が不明瞭又は不鮮明であるもの</p> <p>ロ 殊更に強調することなく性器が描写されているものであって、性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、性器の輪郭程度しか判別できない大きさのもの</p> <p>ハ 性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、日常生活において衣類をつけていない民族が描写されたもの</p> <p>二 性器の描写が単純化されたアニメーションであるもの</p> <p>ホ 医学・医療用又は性教育用と認められるもの</p> <p>ヘ 写真集・写真雑誌であって、性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、性器の描写されている写真が、作品全体のごく一部であると認められるもの</p> <p>ト 動画であって、性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、通常の速度で映写又は再生された画面において、性器が殊更に強調されることなく短時間描写されたもの、あるいは、強調されたものであっても、性器の描写が瞬間的なもの</p> <p>チ その他、性器の描写がその程度と手法、作品全体に占める比重、構</p>	<p>第6章 通 関</p> <p>第6節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品</p> <p>(わいせつ物品の取扱い)</p> <p>69の11-1の3 わいせつ物品の取扱いは、従来の判例等を踏まえ、次による。</p> <p>— 男女の露出された性器が描写されている書籍、図画等については、原則として、わいせつ性を有する物品として取り扱う。</p> <p>— ただし、性器が描写されている書籍、図画等であっても、その描写の程度とその手法、その描写が作品全体に占める比重、構成等を考慮して、主として観る者の好色的興味に訴えるものと客観的に認められないものについては、わいせつ性を有する物品としては取り扱わないものとする。</p> <p>具体的には、例えば次のような取扱いとする。</p> <p>イ 静止画</p> <p>(1) 性器が描写されているものであっても、それが不明瞭又は不鮮明であるものは該当としない。</p> <p>(ロ) 性器の描写が鮮明なものであっても、その手法が観る者の好色的興味に訴えるものと認められないものは、原則として該当としない。</p> <p>(ハ) 上記(1)、(ロ)以外の静止画で性器が描写されているものであっても、性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、次に掲げるもののいずれかに当たるものについては該当としない。</p> <p>— 殊更に強調することなく性器が描写されているものであって、性器の輪郭程度しか判別できない大きさのもの。</p> <p>— 写真集・写真雑誌であって、性器の描写されている写真がごく一部であると認められるもの。</p> <p>— 日常生活において衣類をつけていない民族が描写されたもの。</p> <p>ロ 動画</p> <p>(1) 性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、次に掲げるもののいず</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
成等を総合的に考慮して、主として観る者の好色的興味に訴えるものと客観的に認められないもの	<p><u>れかに当たるものについては該当としない。</u></p> <p>— <u>性器の描写が不明瞭又は不鮮明であるか、性器の輪郭程度しか判別できない大きさのもの。</u></p> <p>— <u>通常の速度で映写又は再生された画面において、性器が殊更に強調されることなく短時間描写されたもの、あるいは、強調されたものであっても、性器の描写が瞬間的なもの。</u></p> <p>— <u>日常生活において衣類をつけていない民族が描写されたもの。</u></p> <p>(ロ) <u>アニメーションについては、性交等の性器の描写があっても、単純化された描写のものは該当としない。</u></p>
一 人形・工芸品類又は模造性器具 性器が描写又は模倣されている人形・工芸品類又は模造性器具については、原則として、わいせつ性を有する物品として取り扱う。ただし、次に掲げるもののいずれかに当たるものについては、わいせつ性を有する物品としては取り扱わない。	<p>八 医学・医療用物品又は性教育用物品 医学・医療用物品又は性教育用物品と認められるものについては、性器が描写又は模されていても該当としない。</p>
イ 人間の肌の色以外の色彩等を施したもの ロ 現実感に欠けるもの ハ 描写又は模倣が精巧でないもの 二 医学・医療用又は性教育用と認められるもの	<p>二 人形・工芸品類又は模造性器具 性器が描写又は模倣されていても、次に掲げるもののいずれかに当たるものについては該当としない。</p> <p>(1) 人間の肌の色以外の色彩等を施したもの (ロ) 現実感に欠けるもの (ハ) 描写又は模倣が精巧でないもの</p>